海津木苑運営委員会(平成30年度8月期) 会議録

1. 日 時: 平成30年8月27日(月)13時30分 開会

2. 場 所: 古賀市海津木苑 会議室

3. 出席委員(12名)

委員長	結城 弘明	副委員長	清原	留夫
委員	田中 英輔	委員	古賀	誠視
委員	清原 秀則	委員	清原	透
委員	三好 収	委員	安武	正一
委員	森 里子	委員	横田	昌宏
委員	松尾 佳久	委員	足立	英樹

- 4. 欠席委員(智原委員、簑原委員)
- 5. 傍聴者数 (なし)
- 6. 事務局出席職員職氏名

市民部長	清水	万里子	環境課長	智原	英樹
海津木苑長	吉田	義昭	海津木苑係長	国本	勝喜
海津木茄職員	二好	英明			

概要

13:30 開会

- 1. 古賀市あいさつ
- 2. 委員長あいさつ
- 3. 協議事項及び報告

[報告]

環境課長 : (1)会議録に入る前に、6月期運営委員会において8月期運営委員会で回答を行うようになっていた事案について回答する。

3点あり、1点目については、資料 3-3 をお願いする。海津木苑臭気・騒音振動測定立会を行う委員の皆様について、臭気・騒音振動測定の度に、運営委員の皆様に伺いを行うより、年間の臭気・騒音振動測定立会のスケジュールを決めた方法がいいのではないかという意見があった。併せて、組み合わせについて、地元運営委員から1名と他の運営委員から1名の計2名の立会になるように提案を頂き、資料 3-3 の名簿を案として付けてい

る。

資料 3-3 の名簿を基に次の臭気・騒音振動測定時の立会を提案させていただきたい。立会日の日程について都合がつかない場合は、順番を入れ替え対応させていただきたい。当初の予定としては、資料 3-3 の名簿どおりで行いたい。ご協力のほどお願いしたい。

次に2点目の、覚書については、最初の覚書は、昭和56年3月、その 後、継続するために平成 15 年 2 月に結んでいる。当初の覚書には、「施設 の運営は甲の直営で行う。ただし部分的な業務委託はあります。」という 文言があり、平成15年の覚書には「ただし部分的な業務委託はあります。」 という文言がなくなり、「施設の運営は甲の直営で行う。」という文言のみ になっている。「ただし部分的な業務委託はあります。」という文言がなく なっていることについては、直営で行うものと民営の行うものとに分けら れると思うが、委託については、本来古賀市が行うべき事業を、古賀市と 契約を結んで、委託を行うことが直営の形態の一つになっている。直営の 中に委託という業務がある。昭和56年の当初の覚書には、「施設の運営は 甲の直営で行う。ただし部分的な業務委託はあります。」という文言が重 複していたことになる。平成 15 年の覚書には、重複していた部分を削除 して、「施設の運営は甲の直営で行う。」という文言に整理を行った。海津 木苑の運営に関しては、古賀市が直営で委託についても古賀市が契約を結 び、古賀市の責任において運営、管理を行うとなっており、覚書の内容と しては、文言の整理という形である。

続いて、3点目については、運営委員から質問、意見があったが、本日 欠席となっているが、後日、欠席の運営委員の方には直接会って、説明を 行う。運営委員会の協議の内容について確認を行いたいということで、別 紙で、古賀市海津木苑運営委員会設置規定を配布させていただいている。

海津木苑運営委員会は、古賀市海津木苑運営委員会設置規定の「第2条の2、委員会は次に掲げる事項について協議し、又は意見を述べるものとする。」というところで、運営委員会の協議の内容を明記している。「第2条の2(1)、海津木苑し尿処理施設に関する協定書(以下「協定書」という。)の履行及び海津木苑の管理運営に関すること。」が運営委員会で協議をしていただく内容になる。協定書の内容として、公害の防止や大気汚染の防止また、水質汚濁、騒音振動、臭気対策等の項目と併せて騒音振動等の測定回数を協定書の中で定めており、海津木苑運営管理に関することを協議、対処していただき、意見をいただくことになる。運営委員の方から、次期し尿処理施設に関することを運営委員会の中でどこまで意見を述べることができるのかという趣旨の質問があったが、現在は協定書の署名を頂いている皆様と次期し尿処理施設については協議の場を持っている。運営委員会の協議事項の中で報告をさせていただいいているが、「第2条の2(2)、その他特に市長が必要と認めた事項について意見を述べることができる。」という規程があり、管理運営以外の内容で必要な場合、特に次期

し尿処理施設の概要について、運営委員会の中で意見をいただく内容については、報告ではなく議題として上げさせていただき、意見をいただくことになる。運営委員会では、管理運営の事項を中心に、協議をしていただき、次期し尿処理施設については、報告事項とさせていただき、意見をいただく時に議題として上げさせていただきたい。

以上3点が、6月期運営委員会の中で、8月期運営委員会で回答させていただく内容になる。

[意見]

副委員長 : 意見として述べるが、環境課長から2点目で委託の説明があったが、聞いていると確かにと思うが、6月期運営委員会の中で、覚書に明記されていないため、古賀市としての見解を聞いた。覚書の「施設の運営は甲の直営で行う。」こととなっているが、環境課長から説明を聞くと、直営で海津木苑の運転管理を行うことが危ういのではないかと感じる。今の古賀市の考えでは、運営委員会の一員として納得はできない。

3点目についても、納得できかねる。

[意見]

- 委員 : 2点目の説明を聞き、言葉の表現で委託は直営に含むという説明は、少 し違うのではないかと思う。理解に苦しむ。意見として述べさせていただく。
 - 1) 会議録について (事務局より説明)
 - ① 6月期運営委員会会議録 資料.1
 - ② 8月期運営委員会会議録署名 (結城委員長・田中委員) [質疑・意見] なし
 - 2) 海津木苑運営に関する実施状況について (事務局より説明)
 - ・ 平成30年6月及び平成30年7月の処理状況について 資料.2

[質疑]

委員 : 平均気温が 1℃から 2℃高く、酷暑による影響で、海津木苑として、どういうと ころで、数値的に変化がみられ、悪影響があるのか、処理状況、放流水、水質検査 等、この3つ項目に対して、想定できる数値の影響をどのように把握しているのか。

[答弁]

素酸ソーダの有効塩素濃度が 12%以上のものを入荷しているが、残量が少なくなると、有効塩素濃度が低くなり、使用量が増加したものである。次亜塩素酸ソーダという薬品は気温に大きく左右されやすい性質を持っている。

[答弁]

海津木苑 : 酷暑が与える影響で、薬品の劣化が想定される。

係長

- 3) 海津木苑臭気測定について 資料.3-1 資料.3-2 (事務局より説明)
 - (1) 平成 30 年度 第 1 回臭気測定実施日 (7 月 18 日 (水))
 - (2) 海津木苑臭気測定立会(案)について 資料.3-3

[質疑]

委員: 海津木苑臭気測定立会についてだが、実施日にどうしても都合がつかない場合は、 運営委員同士で交代をしていいものなのか、それとも事務局に連絡をして交代をす るのか。

[答弁]

環境課長 : まずは、事務局に連絡をしていただき、調整をする。

- 4) 海津木苑施設等啓発について <u>資料.4</u> (事務局より説明) [質疑・意見] なし
- 5) 次期し尿処理施設について (事務局より説明) ・古賀市次期し尿処理施設に関する事前打ち合わせ(第12回)8月7日(水)

[質疑]

副委員長 : 事務局にお聞きする。古賀市次期し尿処理施設に関する事前打ち合わせの報告を受けたが、今年の1月に古賀市長から海津木苑がある場所に、次期し尿処理施設建設をお願いされたが、平成30年度に地元行政区と合意を行い、平成31年度に予算を取得し、設計に取り掛かっていく構想で進んでいることかと思う。

古賀市次期し尿処理施設に関する事前打ち合わせの進捗状況で、地元行政区と合意が出来る見通しがあるのか。

[答弁]

市民部長 : 第 12 回の古賀市次期し尿処理施設に関する事前打ち合わせの中で、口頭で概ね 合意という意味合いでは意思確認は取れたと感じている。合意書を作成するにあた って、4 者がどういう立場で合意とするのか、合意の当事者という立場でサインを するものなのか、それとも立会人という立場でサインを行うものなのかという最終 的に議論を行った。また、古賀市から提案させていただいた合意書の内容について、4者から合意書に加えてほしい内容があったので、古賀市としては持ち帰り協議を行い、回答させていただくことになっている。先ほども申した通り、4者とも合意はいただけたと感じている。

[質疑]

副委員長 : 古賀市と協議を行うのは、協定書から言うと地元行政区長ではないかと思う。その辺はしっかりとまとめて置かないと、地元行政区の中には他の3者が居ることから、4者で協議を行うと、協議がまとまっていかないのでないか。古賀市としては地元行政区と協議を行い、地元行政区は他の3者と協議を行う。最終的には、協定書や合意書を結ぶときには、立会人等も協議を行うほうがいいのではないか。古賀市も地元行政区もしっかりと考えていかなければならないのではないか。古賀市も見解をまとめて、地元行政区と協議を行い、早く取り掛かるべきではないのか。協議が伸びると、平成35年までに間に合わないのではないか心配している。お互い積極的に協議をしなければならないのではないか。古賀市が主導で地元行政区に協議を申し込んでいかなければ、協議が先に進まないのではないかと思うが、古賀市がどう考えているのかお聞きしたい。

[答弁]

市民部長 : ご心配頂いて申し訳ない。古賀市としても協議を行っていかなければならないと自覚はしている。地元行政区についても、先ほど仰っていただいた。協定はあくまでも地元行政区と結ぶということについては、皆さん同じ考えはお持ちのようである。ただ、その前の段階の海津木苑が建っている場所において、次期し尿処理施設建設の合意についての関わり方ついては、協議をお願いして、要望は承っている。早いうちに心配をお掛けしないように、次回の会議の調整をさせていただき、協議を行い、なるべく早く結果を出していきたいと思う。

[報告]

委員 : 市民部長から報告があったように、古賀市から提案があった合意書について、地元行政区としても、協議を持ち要望を第 12 回の古賀市次期し尿処理施設に関する事前打ち合わせの時に合意書(案)として提出させていただいた。これから古賀市に提出させていただいた合意書(案)について回答があるかと思うが、その中で、正式な形として最終的に取りまとめてきたい。

[意見]

副委員長 : お互いに協議を持っているようなので、運営委員会が 10 月と 12 月にあるが、10 月の運営委員会には、次期し尿処理施設建設に関する事前打ち合わせの報告が、明るい話になるようにお互いに協議を進めていただきたい。平成 31 年には、次期し尿処理施設建設の協議が進むような状況で努力をしていただきたい。

4. その他

・返送汚泥ポンプバルブ交換作業に伴う処理工程一部変更について 資料.5 (事務局より説明)

[提案]

委員

: 1点目の返送汚泥ポンプバルブ交換だが、普通はバルブというのは壊れるもので あり、バイパス回路を設置して、一方の回路を閉じて、故障したものを取り替える というのが、普通の建設の仕方だと思うが、おそらく古い施設であり、当時の設計 思想がなくて、現状の形であったと思う。こういったところを次期し尿処理施設に 十分反映させていただく必要があると思う。

2点目だが、苑長からの説明だと、協定書や覚書に記載されている保証値を守れ ないということになる。単なる保証値という考え方ではよくないと思う。

協定書や覚書に記載されているので、返送汚泥ポンプバルブの交換ができないこ とになるので、このことを運営委員会で論議をしなければならないのではないか。

[意見]

副委員長

: 運営委員会で協議をしても、返送汚泥ポンプバルブの交換を行ってはいけないと いうことにはならないと思う。協定書や覚書は地元行政区と結んでおり、それを古 賀市は守っている。まずは地元行政区と協議をしなければならないのではないか。 この件を運営委員会で協議することは荷が重いのではないか。それでも協議をし たいということであれば、委員長に先に話をして、運営委員会で協議のお願いを伝 達すべきではないのか。今この場において協議はできないのではないか。古賀市と 地元行政区と協議をしているかどうかわからないので、まずは、整理をすべきでは ないのか。

[意見]

委員長

: 保証値については、協定書や覚書に明記されているかどうかは、見たことはない のではないかと思う。保証値と異なることは、想定外である。

今の施設において、バイパスを設けることにはならないかと思うが、技術的に不 可能ではないだろうが、バイパスを設けて、費用対効果があるのかないのかという こともあるで、バイパスを設けるかどうかは、執行部で回答できるようであれば、 お願いする。

[答弁]

環境課長: 今現在の施設において、バイパスはないため、返送汚泥ポンプバルブは交換時期 となっており、交換はさせていただきたい。次期し尿処理施設建設を検討するに当 たって、処理方法が変わらないよう、今回の件を生かしていきたい。

> 保証値も協定していることですが、運営委員会前に地元行政区長に相談をさせて いただいたところですが、この運営委員会で管理運営に関してのお話のところで、 地元行政区にご理解をいただけるように、事務局側としても、地元行政区と話を詰

めていきたい。今回の件については、想定値を出したり説明の時間が十分なかった 部分があろうかと思うが、今後、しっかりと説明をしていきたい。

[提案]

委員: 1点目については、今の施設においてバイパスを設ける、設けないの話ではなく、 今後も必要なことと考えられるため、次期し尿処理施設の中に反映させていただき たい。

2点目については、事務局の方と地元行政区と協議を持ちたい。

14:42 閉会

※ 次回の運営委員会は、10月を予定しております。

以上

この会議録が正確であることを証明するため会議録署名人次に署名捺印する。

平成 30 年 月 日

委員長

委員長の指名する

出席委員